

作成年月日	平成20年9月16日
課室名	企画県民部県民文化局男女青少年課

有害がん具類等（刃物類）の包括的な指定について

県では、東京・秋葉原のダガーナイフによる殺傷事件を受け、両刃ナイフを緊急的に有害指定（6/27）しましたが、他のナイフの指定の必要性についても検討を進めていたところでした。

このたび、青少年愛護審議会の意見を聴いて、人体に危害を及ぼすおそれのある形状等を有する刃物類のうち、日常的に使用せず、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるものについて、包括的に有害指定をします。（指定告示9月16日、施行日10月1日）

1 基本的な考え方

- (1) 一般家庭用、学習用又は業務用に使されないものであり、人体に危害を及ぼすおそれのある形状、構造又は機能を有するものを指定する。
- (2) 原則として、銃砲刀剣類所持等取締法で正当な理由がなく携帯が禁止されている刃体の長さ6センチメートルを超えるものを指定する。

2 今回有害指定となる刃物類

(1) 固定式のナイフ

刃体が柄に固定され、刃先が片側又は両側にあり、刃体の先端部が鋭い刃物類のうち、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16条）第17条の規定により測定した刃体の長さ（以下「刃体の長さ」という。）が6センチメートルを超えるもの（包丁、果物ナイフ、切出し、くり小刀、花小刀、ペーパーナイフ、パン切りナイフ、冷凍ナイフ、キッチンナイフ、食事用ナイフ、電工ナイフ及びカミソリナイフを除く。）

〈指定する刃物類の例〉

ボウイナイフ、サバイバルナイフ、コンバットナイフ、ダイバーズナイフ
ランボーナイフ、グルガ（ククリ）ナイフ、スキナー、インディージョーンズ
フィレナイフ

(2) 折りたたみ式のナイフ

通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、刃体又は柄を回転させることによって開刃させ、刃体と柄を直線的に固定させる装置を有するもので、刃体の先端部が鋭い刃物類のうち、刃体の長さが6センチメートルを超えるもの（スカウト活動用ナイフを除く。）

〈指定する刃物類の例〉

バタフライナイフ、ロックブレードナイフ

(3) スライド式のナイフ

通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、止め具をはずして柄を振ること等により刃体を露出させ、止め具によって刃体を柄に固定させる装置を有し、刃体の先端部が鋭い刃物類のうち、刃体の長さが6センチメートルを超えるもの（カッターナイフ及びクラフトナイフを除く。）

〈指定する刃物類の例〉

スライドナイフ（振り出しナイフ）

3 引き続き有害指定となる刃物類

両刃ナイフ（ダガーナイフ等）

鑄^{しのぎ}を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの

（注）昭和42年12月1日指定の折りたたみ式バネ付及びつば付ナイフ、あいくち型さや付ナイフ、豆太刀、登山用ナイフの4本は、今回の包括指定に包含される。
（このため、個別の有害指定については取り消す。）

4 指定の効果

(1) 販売、貸付けの禁止

事業者は、これらのナイフを青少年に販売、貸付けすることが禁止される。

(2) 罰則

違反者は30万円以下の罰金又は科料に処せられる。

〈参 考〉県内刃物類取扱店舗数（男女青少年課調べ）


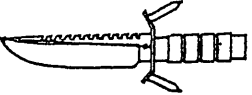
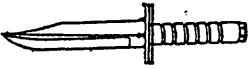
刃物類 販売店	釣具 販売店	スポーツ ショップ	ホームセンター	コンビニ	デパート スーパー等	合 計
313	259	75	260	1434	673	3,014

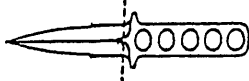
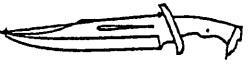

（問合せ先）兵庫県企画県民部県民文化局男女青少年課指導係 内線 2746


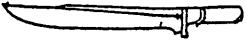
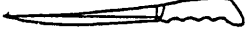
直通 078-362-3142

〈新たに有害指定となる刃物類の例示〉

固定式のナイフ

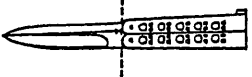


刃物の名称・刃体の長さの測定位置
ボウイナイフ 
サバイバルナイフ 
コンバットナイフ 

刃物の名称・刃体の長さの測定位置
ダイバーズナイフ 
ランボーナイフ 
グルカ (ケクリ) ナイフ 


刃物の名称・刃体の長さの測定位置
スキナー 
インディージョーンズ 
フィレナイフ 

※ ← → は、刃体の長さの測定位置を示す。

折りたたみ式のナイフ

刃物の名称・刃体の長さの測定位置
バタフライナイフ 
ロックブレードナイフ (フロントロック式) 
ロックブレードナイフ (バックロック式) 

スライド式のナイフ

刃物の名称・刃体の長さの測定位置
スライドナイフ (振出しナイフ) 

引き続き有害指定となる刃物類の例示

平成 20 年 6 月 27 日に指定したもの
両刃ナイフ (ダガーナイフ等)



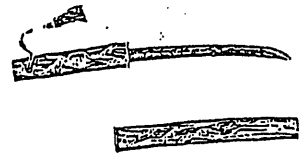
昭和 42 年 12 月 1 日に指定したもの

(個別指定としては取り消すも包括指定には含まれる。)

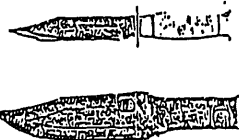
折りたたみ式パネ付
及びつば付きナイフ



あいくち型さや付き
ナイフ



登山用ナイフ



豆太刀

